



熊本県公報

号外 第13号
令和5年(2023年)
6月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則…… (観光国際政策課) 1

規 則

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第33号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6日前までに震災ミュージアム中核拠点施設使用許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請)

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の3日前までに震災ミュージアム中核拠点施設変更使用許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用の中止の届出)

第4条 使用者は、使用許可を受けた中核拠点施設（条例第1条第1項に規定する中核拠点施設をいう。以下同じ。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用を中止しようとするときは、震災ミュージアム中核拠点施設使用中止届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(施設等の使用に係る時間外単価)

第5条 条例別表第2備考3に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(観覧料等の納入)

第6条 体験・展示施設（条例第1条第2項に規定する体験・展示施設をいう。）が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、入場するときに観覧料を納めなければならない。

2 使用者は、知事が指定する日までに使用料を納めなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第11条第3項ただし書の規定により知事が使用料を返還することができるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき 使用料の全額

(2) 使用日の3日前までに使用の中止を届け出たとき 使用料の5割に相当する額

2 条例第11条第3項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、震災ミュージアム中核拠点施設使用料返還請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合は、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、施設等を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。

(遵守事項)

第9条 何人も、中核拠点施設内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 中核拠点施設の施設、設備又は物品を毀損し、又は滅失しないこと。

(2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(4) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又は損傷しないこと。

(5) 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと。

- (6) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (7) 許可なく所定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。
- (8) 許可なく所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用しないこと。
- (9) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (10) 許可なく特別の設備を設けないこと。
- (11) 許可なく寄附金の募集、署名活動、物品の展示若しくは販売若しくは飲食物の提供をし、又は第三者をしてこれらの行為をさせないこと。
- (12) 許可なく印刷物、図画、宣伝ビラ等を頒布しないこと。
- (13) 前各号に掲げる事項のほか、中核拠点施設の管理上支障がある行為をしないこと。

(原状回復)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は条例第10条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る施設等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

(毀損等の届出)

第11条 中核拠点施設の施設、設備又は物品を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第12条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に中核拠点施設の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、中核拠点施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	単位	金額
芝生広場	1平方メートル当たり1時間につき	3円

別記第1号様式(第2条関係)

震災ミュージアム中核拠点施設使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請人 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設 名	使 用 面 積		
	平方メートル		
使用日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
使用目的			
使用料	円	使用予定者数	人
使用責任者	住所		
	氏名		電話番号
備考			

別記第2号様式(第3条関係)

震災ミュージアム中核拠点施設変更使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請人 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

別記第3号様式(第4条関係)

震災ミュージアム中核拠点施設使用中止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出人 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日
及び許可番号

年 月 日 第 号

使用施設

使用日時

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

中止の理由

別記第4号様式(第7条関係)

震災ミュージアム中核拠点施設使用料返還請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求人 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料の返還を受けたいので、次のとおり請求します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
使用しなかつ た 施設 名	
使用しなかつ た 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
返 還 請 求 の 理 由	
既 納 の 使用料の額	円
納 付 し た 年月日及び 領収書番号	年 月 日 第 号
返 還 請 求 額	